

## 山梨県景観計画策定事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観計画の策定を促進するため、市町村が景観計画を策定する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の交付の対象となる経費及びその補助率等)

第2条 補助金の交付の対象となる経費及びその補助率等は、次の表に定めるところによる。

補助区分	補助対象経費	補助率等
住民からの意見聴取会の開催事業	1 報償費（委員、講師等の謝金） 2 旅費（委員、講師等の旅費） 3 需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費） 4 役務費（通信運搬費） 5 使用料及び賃借料（会場及び車両の借上費）	補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、200万円を限度とする。 補助金の支給は、
景観計画策定に係る調査委託事業	委託料（コンサルタント等への調査委託費）	1市町村あたり1回限りとし、単年
景観計画作成事業	需用費（印刷製本費）	度限りとする。

### (補助金交付申請書及び提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）を事業に着手する日の20日前までに、知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）によりその旨を市町村長に通知するものとする。

### (補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合、又は、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

### (実績報告書の様式及び提出期限)

第6条 市町村長は、補助事業が完了したときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から

起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付方法及び交付時期）

第7条 補助金は、精算払とする。

2 知事は、前条に規定する事業実績報告書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第5号）によりその旨を市町村長に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

（書類の保管）

第8条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

様式第 1 号

第 年 月 号  
日

山梨県知事 殿

市町村長名 印

平成 年度山梨県景観計画策定事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、山梨県景観計画策定事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- |         |           |
|---------|-----------|
| 1 交付申請額 | 円         |
| 2 事業計画書 | 別紙 1 のとおり |
| 3 収支予算書 | 別紙 2 のとおり |

別紙 1

事業計画（報告）書

1 事業の内容

市町村名	
景観計画策定までの工程表 （スケジュール）	（記載しきれない場合は、別紙工程表とする。）
補助対象事業の内容	

2 経費の配分

（単位：千円）

補助対象事業の内容	補助対象経費内訳			
	県補助金	市町村費	その他	合計
住民からの意見聴取会の開催事業				
景観計画のコンサルタント等への委託事業				
景観計画の印刷製本事業				
合計				

## 別紙 2

## 収支予算（精算）書

## 1 収入の部 (単位：千円)

科目	予算額	(精算額)	(比較増減)
県補助金			
市町村費			
その他			
合計			

## 2 支出の部 (単位：千円)

科目	予算額	(精算額)	(比較増減)	積算の基礎
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
使用料 及び賃 借料				
委託料				
合計				

様式第2号

第 年 月 号  
日

市町村長 殿

山梨県知事名 印

平成 年度山梨県景観計画策定事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった、山梨県景観計画策定事業費補助金については、次のとおり交付することに決定したので、山梨県景観計画策定事業費補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

なお、事業の執行にあたっては、山梨県補助金等交付規則及び山梨県景観計画策定事業費補助金交付要綱の規定を遵守してください。

補助対象事業費 円

補助金の額 円

様式第3号

第 年 月 号

山梨県知事 殿

市町村長名 印

平成 年度山梨県景観計画策定事業変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった、山梨県景観計画策定事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、山梨県景観計画策定事業費補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

様式第4号

第 年 月 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長名 印

平成 年度山梨県景観計画策定事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった、山梨県景観計画策定事業について、山梨県景観計画策定事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その実績を報告します。

- 1 事業報告書 別紙1のとおり
- 2 収支清算書 別紙2のとおり
- 3 支出証拠書類（写し）
- 4 補助金の振込口座



様式第 5 号

第 年 月 号  
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事名 印

平成 年度山梨県景観計画策定事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった山梨県景観計画策定事業費補助金については、山梨県景観計画策定事業費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

補助対象事業費 円

確定した補助金の額 円